

答 申 書

高槻市特別職報酬等審議会

令和6年2月20日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市特別職報酬等審議会
会 長 河野 公一

特別職の報酬等について（答申）

令和5年10月6日に貴職から諮問のあった市議会議員、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに議員の報酬の額、市長及び副市長の給料の額について、本審議会は4回にわたって慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

なお、貴職におかれましては、本答申の趣旨を十分に尊重されるよう要望します。

高槻市特別職報酬等審議会

会長	河野 公一
職務代理者	牛尾 道治
委員	上田 浩一
委員	大西 恭子
委員	木ノ山 雅章
委員	深串 有里
委員	松田 貞男
委員	宮本 愛
委員	山本 新一
委員	良永 康平

（委員五十音順）

1 はじめに

本審議会は、令和5年10月6日に各界を代表する委員10名の構成により設置されたもので、本審議会に対する市長からの諮問の理由は概ね次のとおりである。

- ① 市長の給料額が、高槻市と同規模の中核市間において、常に下位もしくは中位程度に位置していたことや、平成23年の市長就任以降、市長及び副市長の給料を特例的に10%減額してきたことなどから、前回の平成6年度の開催以降、特別職の報酬等の水準を議題として本審議会を29年間開催していなかった。
- ② 前回の改定以降、相当の年数が経過し、社会経済情勢も当時から大きく変化している。
- ③ 現行の特別職の報酬等の水準の妥当性や改定の必要性等について、客観的な議論が求められている。

以上のような理由に基づいて、適正な特別職の報酬等の額について、その結論を求められたものである。

我々審議会委員は、市長から市民各層の意見を十分に反映するべく、市民の代表として委嘱されたものであり、その自覚と責任において、それぞれが自由な立場から慎重かつ率直な意見交換を行い、市民が納得のできる結論を見出すために、次のとおり審議を進めてきた。

2 審議の経過

本審議会は、特別職の報酬等のあり方とその基準となるべき指標等について厳正に審議するため、事務局から提出された資料及び提出を求めた資料をもとに、特別職の職務及び活動状況、高槻市及び近隣類似団体の特別職の報酬等の状況、一般職の給料の状況、地方公務員の給料額の決定プロセス、消費者物価指数の推移、高槻市及び近隣類似団体の財政の状況等について、その実情の把握に努めた。また、市民が納得のできる結論を導き出すため、市民感覚の動向等についても、市民としての各委員自身の感覚や各委員が日常的に市民と接する中での市民の考え方や反応等について、率直に意見交換を行い、これらを十分に勘案しながら4回にわたる会議を重ね、市民感覚の動向等を公平かつ適切に反映するべく審議を行った。

(1) 前回改定以降の特別職の報酬等の状況

平成6年10月の増額改定以降、特別職の報酬等は改定されていない。しかし、この間、議員については、厳しい財政状況等を背景に、議会改革の一環として、議員定数を40人から34人へと削減しており、市長及び副市長については、高槻市の将来の財政状況を勘案し、行財政改革の一環として、3期約12年間にわたって給料の額

を特例的に10%減額していた。

(2) 特別職の職務及び活動等

市長及び副市長については、休日等における勤務も含めて常勤的に勤務しており、その職務範囲は多方面にわたり、市政運営上の重責を担っていることを確認した。

議員については、活動内容は個々の議員により様々であるものの、その活動内容は広範囲にわたり、精力的に活動していることを確認した。また、議員の兼職の状況については正確に把握することはできなかったものの、多くの議員が専門的な実態にあることを確認した。審議の過程においては、多くの委員から、議員の活動実態が市民には見えにくいことが指摘されたことから、議員の職責・役割や活動内容等の市民への伝え方について、更なる改善が必要であると考えられる。

(3) 近隣類似団体との報酬額の比較

本市の特別職の報酬等の額は、近隣の団体である大阪府内都市においては上位に位置するものの、本市と同規模の団体である中核市においてはおおよそ中位に位置することから、他団体との均衡を失するものではないと判断した。

(4) 高槻市の一般職（部長級）の改定状況

前回改定以降の一般職（部長級）の給料の改定状況は、平成5年度の給料額の水準を100とした場合、令和5年度の給料額の水準は93.59となり、6.41ポイントの減少となっており、前回の改定時と比較すると、この間の経済状況等を背景に大幅な減額となっていることを確認した。ただし、ここ数年においては、景気回復や物価上昇等に伴って、一般職全体で見ると増額傾向にあり、今後の動向を引き続き注視する必要があると考えられる。

(5) 消費者物価指数の状況

前回改定以降の全国の消費者物価指数（総合）の状況は、前回改定時の参考値である平成6年度と令和4年度を比較すると、特に、ここ数年の社会経済状況による物価高騰により、令和4年度の指数は平成6年度の指数から6.6%増加していることを確認した。現在の社会経済状況は、目まぐるしく変化する世界情勢に大きく左右されることから、今後の推移を引き続き注視する必要があると考えられる。

(6) 高槻市の財政状況

平成6年度以降の普通会計決算状況については、高齢化の進行に伴う社会福祉・社会保障に関する経費の増加や新型コロナウイルス感染症関連予算の増加等により、歳出の規模は、平成6年度は約970億円だったものが、令和4年度には約1400億

円を超えるまでに増加しているが、実質収支は、平成6年度以降一貫して黒字を維持している。

次に、市債現在高は、この間のピーク時である平成8年度末には約830億円であったものが、令和4年度末には約420億円にまで減少しており、一方で、積立金現在高は、平成6年度に約210億円であったものが、令和4年度末に約380億円に増加している。また、近隣の類似団体と比較すると、経常収支比率、市民一人当たりの積立金残高・市債残高は、いずれの数値においても良好な状況であった。以上のことから、本市の財政状況は総じて良好であると判断した。

ただし、将来的には、人口減少や高齢化のさらなる進行、公共施設の老朽化、南海トラフ地震等の自然災害への対応等による支出の増大と収入の減少が懸念されるどころである。

3 特別職の報酬等の額の決定

以上のとおり、それぞれの重要な要因となる項目について種々分析し、検討を重ねてきた結果、特別職の職務内容、類似団体との比較、消費者物価指数の推移、近年の一般職の給料の改定状況、財政状況等を勘案すると、報酬等の額の引き上げが必要との意見もあったが、現在の物価高騰下の厳しい社会経済状況、平成6年度以降の一般職の給料の改定状況、将来的な財政状況等を考慮し、現時点では現行の報酬等の額を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

4 結論

提出資料等をもとに審議を行った経緯、内容については、以上の各項目で述べたとおりであり、特別職の報酬等の額を据え置くことが適当であると答申する。

ただし、特別職の報酬等の額については、近年の消費者物価指数や一般職の給料改定の傾向などを考慮すれば、今後は定期的に審議する必要があると考えるため、特段の事情のない限り、3～5年程度の間隔で継続的に本審議会を開催することを強く要望する。

なお、この間、実施された市長及び副市長の特例減額については、市長の政治的判断を否定するものではないが、今後、定期的に本審議会を開催することを前提に、本審議会の答申を尊重していただくよう要望する。